

**ふくしま地域産業6次化プラットフォーム強化事業等に係る
公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の目的

本県では農林水産業の復興を図るため、地域産業6次化を推進しているが、風評払拭はもとより、消費者の嗜好を捉えた売れる商品づくりが課題となっている。

本事業は、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、販売戦略の構築等を支援する専門家を登録・派遣し、フォローアップを行うことで、地域産業6次化の推進を支援する。

また、新商品の開発や事業者間ネットワーク、マッチングの構築等を支援する6次化支援員を配置し、県内の農林漁業者等を中心に日常的に消費者やバイヤーの情報、各種制度の情報提供、事業者間のニーズ・シーズのマッチング等を行い、事業展開のサポートを実施するものであり、その企画内容について、公募型プロポーザルにより委託業者を選定する。

2 事業概要

(1) 委託事業名・予算額

ア イノベーター活用事業

18,701千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

イ 6次化事業体経営サポート事業

15,500千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ア、イは同一事業者に委託する予定であるが、別個に委託契約を締結することとし、事業間の経費流用はできない。

※提案に当たってはア、イ双方の事業提案を必要とする。

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(2) 事業項目及び内容

ア イノベーター活用事業（別紙1）

イ 6次化事業体経営サポート事業（別紙2）

※各仕様書は別紙1、2のとおり

(3) 委託契約期間

契約の日から平成31年3月31日まで

3 提出書類

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案4」までを記載した企画提案書を提出してください。

提案1：各事業の取組内容

2の(2)における各事業項目について、別紙1、別紙2の双方を提案し

てください。（1つの事業項目のみの提案は受け付けません）

提案2：各事業の相乗的効果発現方策

2の(2)における各事業項目を有機的に連携させ、相乗的な効果を生み出す方策について提案してください。

提案3：業務の実施体制

ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について提案してください。

イ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させること。専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記してください。

提案4：積算見積書

2の(2)における各事業項目について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載してください

(2-ア) 専門家謝金、専門家派遣旅費、資料作成費、資料発送費、事務局員人件費、事務局旅費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、ホームページ・チラシ作成費等

(2-イ) 6次化支援員人件費、旅費（6次化支援員、事務局職員及びコーディネーター）、コーディネーター謝金、資料作成費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、一般管理費等

- (2) 平成27年度以降の地域産業6次化の推進に係る福島県等の事業実施実績
- (3) 平成27年度以降の福島県等からの受託実績
- (4) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
- (5) 役員一覧（様式第4号）
- (6) 留意事項

(1)～(3)の様式は任意としますが、(1)の企画提案書（提案1から提案4まではA4版で両面15枚以内（30頁以内）としてください。なお、表紙、(2)及び(3)は枚数に含みません（必要に応じてA3版の折込も可としますが、2頁としてカウントします。）。

(7) 提出部数

(1)～(3)の書類は各10部提出してください。

(4)及び(5)の書類は各1部提出してください。

※提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出書類は返還しません。

4 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式：公募型プロポーザル

ア 書面審査（一次審査）

参加者の企画提案書を審査会において書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定します。

イ 企画提案書プレゼンテーション（二次審査）

一次審査で選定された対象者が、二次審査において企画提案書のプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、これを総合的に評価し業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 各事業の取組内容	60点	業務の運営手法、内容の適格性、期待される効果等
2 各事業の相乗効果の発現方策	20点	相乗効果の発現性・効果、手法の具体性等
3 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力・履行の確実性等
4 事業費の妥当性	10点	事業費の妥当性等

5 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書等の様式については、ホームページ「ふくしま6次化情報STATION」からダウンロードして入手してください。なお、農産物流通課窓口又は郵送等での配付は行いません。

6 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 参加申込

ア 提出書類：①参加表明書（様式第1号）

②会社の概要や実施業務分野が記載された資料（パンフレット可・1部）

イ 提出期限：平成30年3月23日（金）17時まで

ウ 提出方法：送付、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他：FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信確認をしてください。

(2) 質問書の提出

ア 提出書類：質問書（様式第2号）

イ 提出期限：平成30年3月23日（金）17時まで

ウ 提出方法：送付、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他：FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信確認をしてください。

オ 回答方法：参加表明書により参加の意思を示した者に対し、提出されたすべての質問及び回答を、3月28日（水）17時までに電子メールにて送信します。

ただし、質問がない場合は連絡しません。

(3) 企画提案書の提出期限

- ア 提出書類：3の(1)から(5)に記載したとおり
- イ 提出期限：平成30年4月5日（木）12時まで
- ウ 提出方法：送付または持参

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

7 一次審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：平成30年4月9日（月）予定
- (2) 審査方法：審査会で書面審査により決定する。
- (3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加全社に対して、書面で通知します。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めません。

8 プレゼンテーション（二次審査）

- (1) 日 時：平成30年4月13日（金）予定
- (2) その他
 - ア 正式な開催日時及び場所は別途通知します。
 - イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とします。
 - ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可としますが、追加資料の配付は認めません。

9 審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：平成30年4月18日（水）予定
- (2) 審査方法：審査会で決定する。
- (3) 発表方法：プレゼンテーション（二次審査）参加者全員に対し、書面で通知します。なお、審査結果に対する異議申し立てや質問等は一切認めません。

10 主なスケジュール

平成30年3月19日（月）	プロポーザル募集要領の公表
平成30年3月23日（金）17時	参加表明書の申込期限
平成30年3月23日（金）17時	質問書の提出期限
平成30年3月28日（水）17時	質問書への回答
平成30年4月5日（木）12時	企画提案書等の提出期限
平成30年4月9日（月）（予定）	書面審査（一次）結果の通知
平成30年4月13日（金）（予定）	プレゼンによる審査会（二次）
平成30年4月18日（水）（予定）	審査結果の通知
平成30年4月（予定）	契約締結

11 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎5階）

福島県 農林水産部 農産物流通課（担当：岩沢、堀金）

電話 024-521-8041 FAX 024-521-7942

E-mail iwasawa_masahiro_01@pref.fukushima.lg.jp

horigane_fumi_01@pref.fukushima.lg.jp

※メールの場合は未着を避けるため両方にお送りください。

12 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 福島県域での地域産業6次化推進に係る福島県等の受託実績があること。
- (3) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (5) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

13 不適格事項について

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 予算がオーバーしているもの

14 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを行います。

なお、この手続きに参加したものが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の見積合わせを行うこととします。

業務委託契約に際して、契約候補者は実施計画書（任意様式）を提出することとなります。

15 その他

- (1) 提出された成果品、制作物等の権利は、福島県に帰属します。
- (2) 企画提案のあった回数、規模等を下回ることはできませんので、実現可能な提案をお願いします。
- (3) 仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能ですが、内容によっては、委託料の減額となることがあります。
- (4) 採用した企画提案内容を一部変更して契約する場合があります。